

【件名】

インド入国時の検疫措置（インドで発行されたワクチン接種証明書の扱い（運用変更））

【ポイント】

- インドで発行されたワクチン接種証明書を所持してインドに入国する方は、インドで発行されたワクチン接種証明書を事前にオンライン提出することにより、RT-PCR 検査の陰性証明書の事前オンライン提出が不要となります。
- 日本で発行されたワクチン接種証明書を所持してインドに入国する方は、引き続き陰性証明書の事前オンライン提出が必要となります。

【本文】

1 インド保健・家庭福祉省によると、インドで発行されたワクチン接種証明書を所持する方は、日本からインドへの入国に際して、出発72時間前に検体を採取した RT-PCR 検査の陰性証明書又はインドで接種したワクチン接種証明書（2回接種を証明するもの）のいずれかを事前にオンライン提出することが認められるとのことです（ワクチン接種証明書の提出により RT-PCR 検査の受検及び陰性証明書の事前オンライン提出は不要となります）。ただし、日本で発行されたワクチン接種証明書を所持し、日本からインドへ入国する方は、引き続き RT-PCR 検査の陰性証明書の事前オンライン提出が必要となります。

（注）2月11日付で当館から発出した領事メール「インド政府による検疫ガイドラインの改定（入国後7日間の自宅待機等の解除）」の3において、「インド政府が指定する国からの入国者は、陰性証明書又はワクチン接種証明書のいずれかをオンライン提出することが認められますが、現時点では日本はその指定国にはなっていないため、日本からインドへ入国する方は、引き続き RT-PCR 検査の陰性証明書の事前オンライン提出が必要となります」とお知らせしましたが、この運用に変更があったものです。

2 インド政府は検疫措置を頻繁に変更しています。中央政府、各州政府ともに今後も急に検疫措置を変更する可能性がありますので、最新情報の入手に努めてください。

3 日本外務省はインドについて「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の感染症危険情報を発出しています。インドへの渡航を検討されている邦人の皆様におかれましては、渡航の必要性や時期について慎重に御検討くだ

さい。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問合せ先】

在ムンバイ日本国総領事館領事班

電話（91-22）2351-7101

メール ryoji@by.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>